新城市地域活動交付金　対象経費の早見表及び見積書の提出基準

令和８年１１月１日　現在

対象経費の早見表

科目	交付対象となる経費	交付対象とならない経費
報　償　費	・外部講師謝礼及び出演料等 市の基準に準ずる。（交通費は除く。） 対象とならない場合もあるため、詳細は事前に事務局まで必ず確認するようにしてください。 ※団体の構成員に対する謝礼については、構成員が特別な知識、経験、技術を有しており、講演会の講師や、イベントでの技術指導、専門的な作業、また実行委員会事務局、法的手続きなどの特別な事務作業は対象とします。 ※個人へ謝礼を払う場合は、源泉徴収を忘れないようにしてください。	
旅　　費	・外部講師等の交通費や宿泊費 公共交通機関利用は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費としてください。 ・宿泊費及び自動車（自家用車やタクシー等）利用の旅費は、市の基準に準じます。詳細は事前に事務局まで確認してください。	・団体の構成員にかかる交通費や宿泊費 ・事業参加者の交通費や宿泊料
消耗品費	・活動資料やパンフレット等の用紙代、封筒、文房具、種子の購入費など ・熱中症対策用の経口補水液等 **備品購入費との区別** ・判断しがたい場合は、単品の購入予定価格が１万円未満のものは消耗品費になります。	・単なる行事の賞品、記念品
燃　料　費	・イベントでのプロパンガス等使用料 ・事業遂行上必要な、農機具等の燃料代	・団体の施設におけるガス、灯油 ・団体構成員が使用する車のガソリン
食　糧　費	・外部講師等の食事代（お茶代含む） （1食あたり７００円以内） ・作業時のお茶代又は飲料水代	・団体構成員の食事、菓子代 ・清涼飲料水代（お茶を除く）
印刷製本費	・活動資料やパンフレット等の印刷、コピー代や実績報告書、成果報告用資料や写真代	・事業参加者に配布する為の記念写真代 ・高額な装丁をした報告書の印刷代
光熱水費	・イベントで使用した電気料や水道料	・団体の施設における電気、水道料
通信運搬費	・事業に関する郵送料や宅配料	・団体の施設における電話、通信料
保　険　料	・イベント等開催の場合の参加者用傷害保険料	・火災保険、地震保険、車両にかかる保険の保険料
委　託　料	・専門的知識や技術を要する業務の外部委託料 ※委託業者に、業務内容及び業務量が確認できる写真を撮影するように依頼し、実績報告書に添付してください。	・団体で実施可能な業務の委託
手　数　料	・支払い時の振込手数料など	

科目	交付対象となる経費	交付対象とならない経費
使用料及び賃借料	・会議室、施設、器具の使用料やバス等の借上料	・団体が所有している施設等の使用料や借上料
工事請負費	・工事請負契約による土地や工作物の造成、製造等 ※請負業者に、着手前及び施工中並びに完了の写真、また、施工内容及び施工規模が確認できる写真を撮影するように依頼し、実績報告書に添付してください。	・団体で実施可能な業務の請負
原材料費	・工事や製造に使用する土、セメント、間伐材や苗木代 ・料理教室などで使う食材料費	・飲食が主たる目的である場合の食材費
備品購入費	・１年以上その形状を変えずに使用できるもの **消耗品費との区別** ・判断しがたい場合は、単品の購入予定価格が１万円以上のものは備品購入費になります。	

見積書の提出基準（新城市地域活動交付金交付要領第５条抜粋）

科目	同一業者からの見積合計額	見積業者必要数
工事請負費及び委託料	１０万円未満	１者以上
	１０万円以上	２者以上
工事請負費及び委託料以外	１万円以上１０万円未満	１者以上
	１０万円以上	２者以上

- 消費税額を含めた金額になります。
- 品数に関係なく、同じ店から購入する場合の合計金額になります。
- 団体の構成員が所属する業者の場合は、上記の表に関係なく２者以上としてください。
- 見積書の提出が難しいものは、金額が分かるものや算出方法が分かる資料を提出してください。

その他の交付対象とならない経費（新城市地域活動交付金交付要綱第４条抜粋）

1. 団体及び団体の構成員の事務所、施設、設備等の維持管理経費
2. 用地取得費
3. 団体の構成員に対する食糧費（作業時又は会議時の飲料水を除く。）
4. 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
5. ポイント、商品券で支払った経費
6. その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費